

岐阜県公報

第千九百五十六号
平成二十年六月十七日

(火曜日)

目次

告示

生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定

(地域福祉国保課) 四三七^{ページ}

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

(同) 四三八

道路の区域変更

(道路維持課) 四三九

水防計画の変更

(河川課) 四三九

水防法の規定により知事が水防警報をする河川区域

(同) 四四一

公示

公共測量の終了

(用地課) 四四二

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 四四二

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 四四三

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 四四三

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四四三

土地改良区の定款の変更認可

(同) 四四四

土地改良区役員の退任及び就任

(中濃農林事務所) 四四四

告示

岐阜県告示第四百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助を担当させる機関として次の届出介護事業者等を指定したので、同法第五十五
条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
指定居宅介護事業所等の名称
指定居宅介護事業所の所在地
廃止年月日

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
訪問看護
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
平成二〇・三・三一

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
訪問リハビリテーション
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
同

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
居宅療養管理指導
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
同

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
通所リハビリテーション
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
同

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
短期入所療養介護
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
同

高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
介護療養型医療施設
高 井 病 院
土岐市妻木町一六五八番地
同

岐阜県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年六月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道	飛騨木曾川公園線	可児郡御嵩町大久後字田平七七五番一 同 郡 同 町 同 字 堀 田七七九六番一 地先まで	後	前	後	前
			一三・六〇	一四・六〇	二九・四	二九・四

岐阜県告示第四百八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七条第一項の規定により水防計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>五 避難判断水位到達時の情報伝達経路の設定</p>			<p>種 類</p>		<p>発表者</p>		<p>受 報 者</p>	
			<p>荒城川避難判断水位(特別)</p>		<p>古川土木事務所長</p>		<p>飛騨市、高山市</p>	
河川名	区 間	水位 観測所 (メートル)	避難判断水位	<p>四</p> <p>避難判断水位(特別警戒水位)の指定の追加</p> <p>三</p> <p>知事と気象庁長官が発表する洪水予報に関する変更</p> <p>洪水予報の内容、種類、基準及び発表受報様式を改める。</p> <p>洪水予報発令基準水位として避難判断水位(特別警戒水位)を追加する。</p> <p>官川のはん濫危険水位を四・〇〇mから四・二〇mに改める。</p> <p>二</p> <p>岐阜県水防隊への伝達系統の変更</p> <p>岐阜県地方気象台からの気象に関する情報を宿日直等が伝達するよう改める。</p> <p>一</p> <p>岐阜県水防支隊の任務の変更</p> <p>水防支隊の任務に洪水予報の発表及び避難判断水位(特別警戒水位)到達情報の発表を追加する。</p>				
荒城川	高山市国府町宮地から飛騨市宮川合流点まで	向町	一・四〇					
犀川	本巣市下真桑地先から瑞穂市忠太橋まで	十八条	二・〇〇					
境川	各務原市岩地川合流点から岐阜市新荒田川合流点まで	馬橋	一〇・六〇					
糸貫川	本巣市乙井樋門から瑞穂市長良川合流点まで	北方	一・八〇					
板屋川	岐阜市秋沢地先から同市伊自良川合流点まで	御望	二・七〇					
津屋川	海津市南濃町津屋(市境)から同市福岡大橋まで	腰越谷樋門	四・八〇					
相川	大垣市荒崎新橋から同市泥川合流点まで	野口	四・八〇					
大谷川	大垣市東海道本線(大垣〜垂井間)大谷川橋梁から相川合流点まで	新荒崎機場	四・六〇					
新境川	各務原市丁田橋から同市中屋大橋まで	新那加橋	三・七〇					
<p>六 新規に指定する水防警戒河川の水位等</p>				<p>警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 飛騨市古川町式之町)</p>				
<p>犀川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 瑞穂市十八条)</p>				<p>岐阜土木事務所長</p> <p>瑞穂市、本巣市</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>境川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 岐阜市蔵前)</p>				<p>岐阜土木事務所長</p> <p>岐阜市、各務原市、羽島市、木曾川右岸地帯水防事務所組合</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>糸貫川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 本巣郡北方町桂本南)</p>				<p>岐阜土木事務所長</p> <p>本巣市、瑞穂市、北方町</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>板屋川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 岐阜市御望)</p>				<p>岐阜土木事務所長</p> <p>岐阜市、本巣市</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>津屋川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 海津市南濃町徳田)</p>				<p>大垣土木事務所長</p> <p>海津市</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>相川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 大垣市野口町北外沖)</p>				<p>大垣土木事務所長</p> <p>大垣輪中水防事務所組合</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>大谷川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 大垣市荒崎町)</p>				<p>大垣土木事務所長</p> <p>大垣輪中水防事務所組合</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				
<p>新境川避難判断水位(特別警戒水位)到達</p> <p>(観測地点 各務原市那加東亞町)</p>				<p>岐阜土木事務所長</p> <p>各務原市、木曾川右岸地帯水防事務所組合</p> <p>水防隊本部(河川課)</p>				

庄内川		土岐川	中津川	阿木川	飛驒川	可児川	新境川	大谷川	泥川	相川	杭瀬川	牧田川	津屋川	武儀川
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
共橋まで		瑞浪市小里川合流点から土岐市肥田町三合流点まで	瑞浪市佐々良木川合流点から同市小里川合流点まで	中津川市尾嶋砂防えん堤から同市木曾川合流点まで	飛驒市向島用水えん堤から中部電力奥戸発電所えん堤まで	川谷合流点まで	下呂市萩原町山之口川合流点から同市小川谷合流点まで	各務原市丁田橋から同市中屋大橋まで	大垣市東海道本線(大垣)垂井間)大谷川橋梁から相川合流点まで	大垣市荒崎新橋から同市泥川合流点まで	町塩田橋まで	大垣市柳原橋(市境)から大垣市久瀬川合流点まで	池田町中川合流点から大垣市柳原橋(市境)まで	大垣市上石津町一之瀬橋から同市広瀬橋まで
六・五	六・七	四・五	七・〇	一六・五	一八・六	一〇・五	四・〇	五・二	一・八	六・一	一・三	三・五	六・六	一〇・三

公 示				
公共測量の終了				
<p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十年六月十七日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>				
<p>一 作業機関 瑞浪市</p> <p>二 作業種類 公共測量(水道水洗・中学校線道路計画に係る二級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 平成二十年五月一日から 同 年五月二十三日まで</p> <p>四 作業地域 瑞浪市稻津町萩原地内</p>				
<p>指定自立支援医療機関の指定</p> <p>障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。</p> <p>平成二十年六月十七日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>				
名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しよつとする医療の種類	自立支援医療の種類
				年 指 月 日 定

医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六八	内科	腎臓	育成・更生	平成 三〇・六・一
----------------	---------	----	----	-------	--------------

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
澤田調剤薬局	土岐市妻木町二四一九一	育成・更生	平成 三〇・六・一
わに薬局市庁舎東店	高山市初田町二六一五	同	同
こころ調剤薬局高富店	山県市高富二〇九四四	同	同
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下町五八二四	同	同
ニニコ調剤薬局羽島店	羽島市竹鼻町狐六字東百石町三四三二	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
うすら調剤薬局恵那店	恵那市大井町三八一一二	育成・更生	平成 三〇・四・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立

支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 日
トーカイ薬局揖斐南店	揖斐郡揖斐川町三輪中新田二四三八二	育成・更生	平成 三〇・三・三

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
岐阜市橋鏡島土地改良区	平成 三〇・三・三	理事	浅野 勇夫	岐阜市西荘 一丁目一五番七一号
同	同	同	浅野 秀信	同 二丁目一六番二〇号
同	同	同	中村 高雄	同 三丁目二〇番二号
同	同	同	上松 喜広	同 四丁目一八番三四号
同	同	同	高田 正明	岐阜市市橋 五丁目五番八号
同	同	同	戸崎 和美	今嶺 一丁目一九番七号
同	同	同	宮田 光治	藪田東 二丁目一〇番一五号
同	同	同	古澤 深雪	藪田中 二丁目三番五号

平成二十年六月十七日印刷
平成二十年六月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社